

- 適正就労監理機関による特定技能受入企業への巡回指導時に以下の違反等が発覚し、多くの企業が改善指導を受けています。
- 法令に違反しないことだけでなく、認定計画を遵守することも企業の義務です。登録支援機関等の他者に任せることなく、制度趣旨等をきちんと理解した上で、企業自ら計画を策定してください。
- 計画違反等については、国交省等による処分の対象となり、計画の取消により外国人の受入れができなくなることもありますので、十分ご注意ください。



国交省認定計画違反

- × 日給制による支払い
(月給制が義務)
- × 計画で定めた基本賃金の未払い
- × 技能習熟に応じた昇給の未実施



労務管理の不備

- × 残業時間の未整理
- × 法定労働時間・日数を超えた労働
- × 年次有給休暇管理簿の未作成
- × 賃金台帳・給与明細未作成



賃金支払いの不足

- × 手当未払い
- × 割増賃金等の計算誤り
- × 賃金控除協定書の不備



その他労働法令違反疑い

- × 危険有害業務に従事させる場合の特別教育未実施
- × 雇入れ時健康診断未実施